

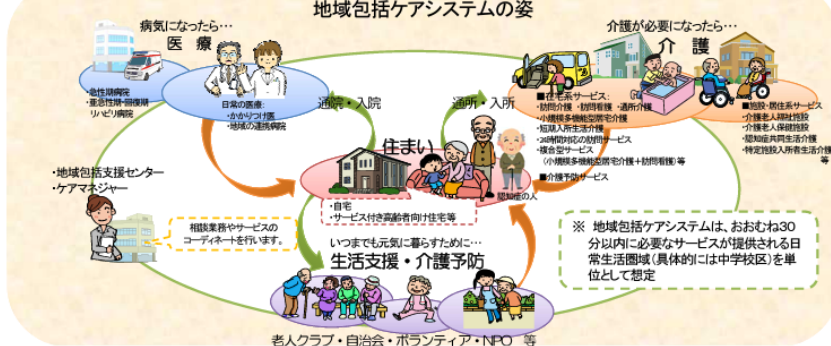
## 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（案）

1. 令和5年7月10日に開催された社会保障審議会介護保険部会（第107回）では、第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（案）が示されています（2ページ掲載）。
2. これまで進めてきた地域包括ケアシステムの深化・推進は基本としながら、今後急増する介護ニーズへの対応を図っていくこととなります。
3. 市町村において、検討すべき主なポイントは①認知症基本法の成立に伴う認知症施策の推進、②介護人材の確保となっています。

### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

#### 地域包括ケアシステムの姿



今回の見直しでも、第6期計画から推進する地域包括ケアシステムが基本。  
= 国の方向性としては大きな変化はない。

# 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

## 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の实情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

## 見直しのポイント（案）

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の实情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

# ①認知症基本法の成立に伴う認知症施策の推進

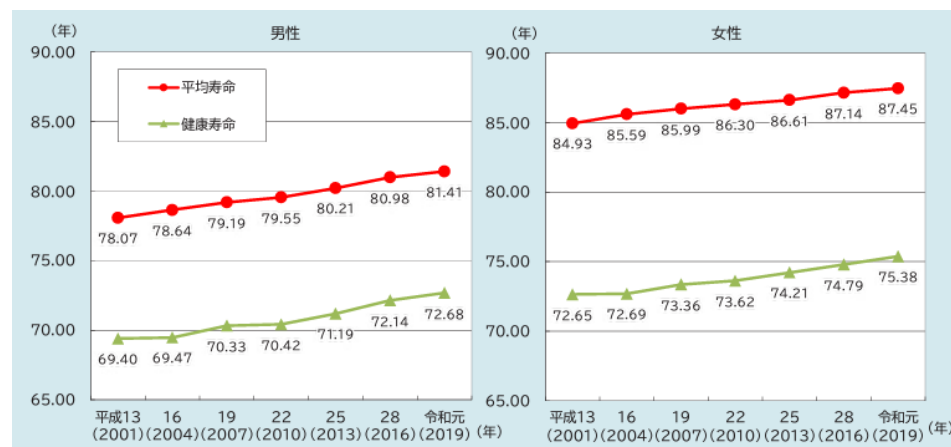
1. 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立しました。この法律は、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進」することを目的としています。
2. 本法律の基本理念として、以下の7つが掲げられています。
  - ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
  - ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
  - ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
  - ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
  - ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
  - ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
  - ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## ②介護人材の確保

1. 見直しの方針案では、変更点として、「地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用の重要性について追記」が示されています。
2. 厚生労働省の試算では、令和7年度における介護職員の必要数を243万人と推計しており、これを受けて総合的な介護人材確保対策として、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入れ環境整備を主な取り組みとして進めています。
3. 第9期介護保険事業計画の見直しにあたっては、都道府県が主導して生産性向上のための支援・施策を総合的に推進することとしています。

### ③その他留意事項

1. 社会福祉法の改正に伴い、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が地域福祉計画に新たに盛り込むべき事項として追加されています。
2. これは、市民の生活様式や環境の変化によって表出してきた新たな支援ニーズ（8050、ダブルケア、ヤングケアラーなど）に対応するための重層的支援体制整備事業を想定したものとなっています。この事業は、市町村にある既存の地域資源（機能・専門性）を活用しながら、連携を深めていくことが求められます。
3. 生産年齢人口の急減が見込まれる中で、増大・複雑化する支援ニーズを受け止め、解消していく上では、高齢者が身近な地域で役割を持てるコミュニティの創出が不可欠となっています。就労やボランティアなど、高齢者の活躍の推進が重要です。
4. また、地域包括ケアシステムは、可能な限り、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするものです。心身ともに健康であることはあらゆる人の願いであり、健康状態は高齢者の生活の質にも大きく影響するものです。
5. 日本は世界的にも長寿の国の1つであり、平均寿命、健康寿命ともに延伸しています。一方で、平均寿命と健康寿命の差（＝介護を必要とする期間：10年前後）はほぼ変化していません。



## ④アンケート結果のポイント（１）

1. 外出を控えていると回答した人の割合が前回15.4%から37.7%に上昇。

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 24ページ）

- ① 外出を控える理由として、「新型コロナウイルス感染症が心配」が圧倒的多数を占める(25ページ)。令和5年5月に感染症法における5類に移行したことで、外出や社会活動における制限は大幅に軽減され、今後回復する可能性がある。
- ② 「ほぼ毎日」買い物での外出が13.8%から8.5%と減少した半面、「ほぼ毎日」の散歩の割合は18.9%から23.6%へ上昇(33,34ページ)。しかし、歩く速度は以前と比べて遅くなった割合は53.0%から61.7%に増加(35ページ)。友人・知人と会う頻度やこの1か月間で会った友人、知人の数も減少した(91,92ページ)。
- ③ 新型コロナ感染拡大の影響で人と接触する機会が減少し、歩く速度が遅くなった可能性がある。運転免許証返納後の移動手段として「徒歩」と考えている人が7割ほどいる(31ページ)。

➡ 徒歩で移動できる距離にサロンなどの外出場所や他人と会話できる場所づくりが必要。

2. 地域活動への参加意向は、「是非参加したい」、「参加してもよい」が6割前後を占めるが、要支援状態では3割ほどに下がる。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 75ページ）

- ① 企画・運営側として地域活動に「参加してもよい」と考えている割合が4割ほどあり(76ページ)、人材発掘が重要。
- ② 地域で「見守り」や「ゴミ出し」などを協力してもよいという回答も5割近くある(79ページ)。
- ③ 一方、要支援状態になると物事に対し、興味を持ちにくくなる(98ページ)。

➡ 要介護状態になる前のサロン参加や地域における住民主体サービスを進め、コーディネーターによる地域資源の包括化が重要。



## ④アンケート結果のポイント（２）

3. 認知症相談窓口を「知らない」が67.3%から70.3%に上昇。家族や友人、知人以外の相談相手について「そのような人はいない」が全体の49.4%。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 89、106ページ）

① 相談相手については、「医師・歯科医師・看護師」が24.9%から20.2%、「地域包括支援センター・市役所」が13.2%から11.7%と低下している。

➡ 地域包括支援センターの更なる周知と地域との関係性強化が重要。

4. この1か月間にゆううつな気分になった割合が33.9%から37.8%に増加。ここ2週間の生活の充実感など5項目についてもネガティブな回答が増加した。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 97、104ページ）

① 愚痴を聞いてくれる人がいない割合は3.7%のみ（81ページ）。

➡ ひきこもり防止のための声かけ支援が必要。

## ④アンケート結果のポイント（3）

5. 現在治療中または後遺症のある病気については「高血圧」が第1位。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 100、101ページ）

① いずれの属性でも「高血圧」が最多となっている。

② 健康について関心のある方はほぼ9割（61ページ）。一方、今日が何月何日なのかわからない人が2割ほど。（57ページ）

➡ 健診の受診勧奨、特定保健指導などを通じた生活習慣の改善や認知症予防教室等の開催が重要。

6. 請求書での支払いや預貯金の出し入れについては、8割弱が自分でできる。（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 54、55ページ）

① 請求書での支払いや預貯金の出し入れについては、8割弱が自分でできるが、要支援になると半数以下になる。

➡ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の更なる周知が必要。



## 第8期計画の施策体系

基本目標：いつまでも元気で、地域で支え合うまち  
～地域共生社会の実現

### 基本方針1

#### 地域包括ケアシステムの強化・充実

- 1-1 地域包括支援センターの運営
- 1-2 生活支援体制の充実
- 1-3 地域で住み続けられる環境整備
- 1-4 介護人材の確保・育成
- 1-5 成年後見制度の利用促進

### 基本方針2

#### 介護予防・健康づくりの充実・推進

- 2-1 一般介護予防の推進
- 2-2 在宅医療・介護の連携強化

### 基本方針3

#### 認知症施策の推進

- 3-1 認知症に対する理解と啓発
- 3-2 認知症予防の推進と早期発見支援
- 3-3 認知症高齢者等とその家族への支援

### 基本方針4

#### 高齢者の活躍推進

- 4-1 役割を持てる生活への支援
- 4-2 地域の支え合い活動の支援

### 基本方針5

#### 介護保険サービスの適正化

- 5-1 介護保険サービスの充実
- 5-2 介護保険事業の適正な運営
- 5-3 災害・感染症予防対策への支援

国の方向性は大きく変化していることはないことから、**現行の施策体系を継承**し、施策の連続性・継続性を確保。

## 第9期計画の施策体系（案）

基本目標：いつまでも元気で、地域で支え合うまち  
～地域共生社会の実現

### 基本方針1

#### 地域包括ケアシステムの強化・充実

- 1-1 地域包括支援センターの運営
- 1-2 生活支援体制の充実
- 1-3 地域で住み続けられる環境整備
- 1-4 介護人材の確保・育成
- 1-5 成年後見制度の利用促進

### 基本方針2

#### 介護予防・健康づくりの充実・推進

- 2-1 **介護予防**の推進
- 2-2 在宅医療・介護の連携強化

### 基本方針3

#### 認知症施策の推進

- 3-1 認知症に対する理解と啓発
- 3-2 認知症予防の推進と早期発見支援
- 3-3 認知症高齢者等とその家族への支援

国や岐阜県の動向を踏まえつつ、**認知症施策を強化**。

### 基本方針4

#### 高齢者の活躍推進

- 4-1 役割を持てる生活への支援
- 4-2 地域の支え合い活動の支援

### 基本方針5

#### 介護保険サービスの適正化

- 5-1 介護保険サービスの充実
- 5-2 介護保険事業の適正な運営
- 5-3 災害・感染症予防対策への支援

## 第9期計画の施策体系（案）

### 基本方針1

#### 地域包括ケアシステムの強化・充実

- 1-1 地域包括支援センターの運営→→→
- 1-2 生活支援体制の充実→→→
- 1-3 地域で住み続けられる環境整備→→→
- 1-4 介護人材の確保・育成→→→
- 1-5 成年後見制度の利用促進→→→

### 基本方針2

#### 介護予防・健康づくりの充実・推進

- 2-1 介護予防の推進→→→
- 2-2 在宅医療・介護の連携強化→→→

### 基本方針3

#### 認知症施策の推進

- 3-1 認知症に対する理解と啓発→→→
- 3-2 認知症予防の推進と早期発見支援→→→
- 3-3 認知症高齢者等とその家族への支援→→→

### 基本方針4

#### 高齢者の活躍推進

- 4-1 役割を持てる生活への支援→→→
- 4-2 地域の支え合い活動の支援→→→

### 基本方針5

#### 介護保険サービスの適正化

- 5-1 介護保険サービスの充実→→→
- 5-2 介護保険事業の適正な運営→→→
- 5-3 災害・感染症予防対策への支援→→→

## 主な施策（イメージ）

※第8期計画の表記をベースにしています。

- (1)身近な地域包括支援センターの運営／(2)地域ケア会議の推進・活用
- (1)生活支援サービスの整備／(2)生活支援コーディネーター、協議体の設置
- (1)住み慣れた地域で生活するための支援
- (1)生活応援員の拡充／(2)介護従事者の働きやすい環境づくり
- (1)成年後見制度の利用促進／(2)中核機関による制度利用支援

- (1)身近な地域における健康維持に対する支援／(2)介護予防・重度化防止の推進
- (1)医療・介護の切れ目ない提供体制の強化／(2)在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ／③医療・介護の資源の整理／④在宅医療・介護関係者への研修の実施

- (1)認知症サポーター養成の充実／(2)認知症理解に関する取組の実施
- (1)認知症予防に資する活動の推進／(2)早期発見・支援体制の充実
- (1)本人・家族介護者の支援

- (1)高齢者の活躍支援／(2)サロン等集いの場への支援・展開
- (1)ボランティア団体等への支援／(2)地域の見守り支援

- (1)居宅サービス／(2)施設サービス／③地域密着型サービス／④地域支援事業
- (1)ケアプラン点検等による介護給付の適正化／(2)事業者への指導／(3)事故防止と事故対応
- (1)サービス利用者への啓発／(2)事業者への支援・指導／(3)発生時における連絡・協力